

II 議事

1 成年後見制度利用促進について

○国の成年後見制度利用促進基本計画において市町村に求められる事項

- (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備 (P4)
- (2) 中核機関の設置
 - ア 「広報機能」
 - イ 「相談機能」
 - ウ 「成年後見制度利用促進機能」
 - ・受任者調整 (マッチング) (P2)
 - ・担い手の育成・活動促進
 - ・日常生活自立支援事業からの移行
 - エ 「後見人支援機能」 (P3)
- (3) 市町村の成年後見制度利用促進を調査審議させる機関の設置
久留米市成年後見推進協議会
- (4) 成年後見制度利用促進基本計画 (市町村計画) の策定
令和2年3月に策定した「久留米市地域福祉計画・久留米市地域福祉活動計画」において、成年後見制度利用促進に関する項目を盛り込むことで市町村計画に位置づけた。

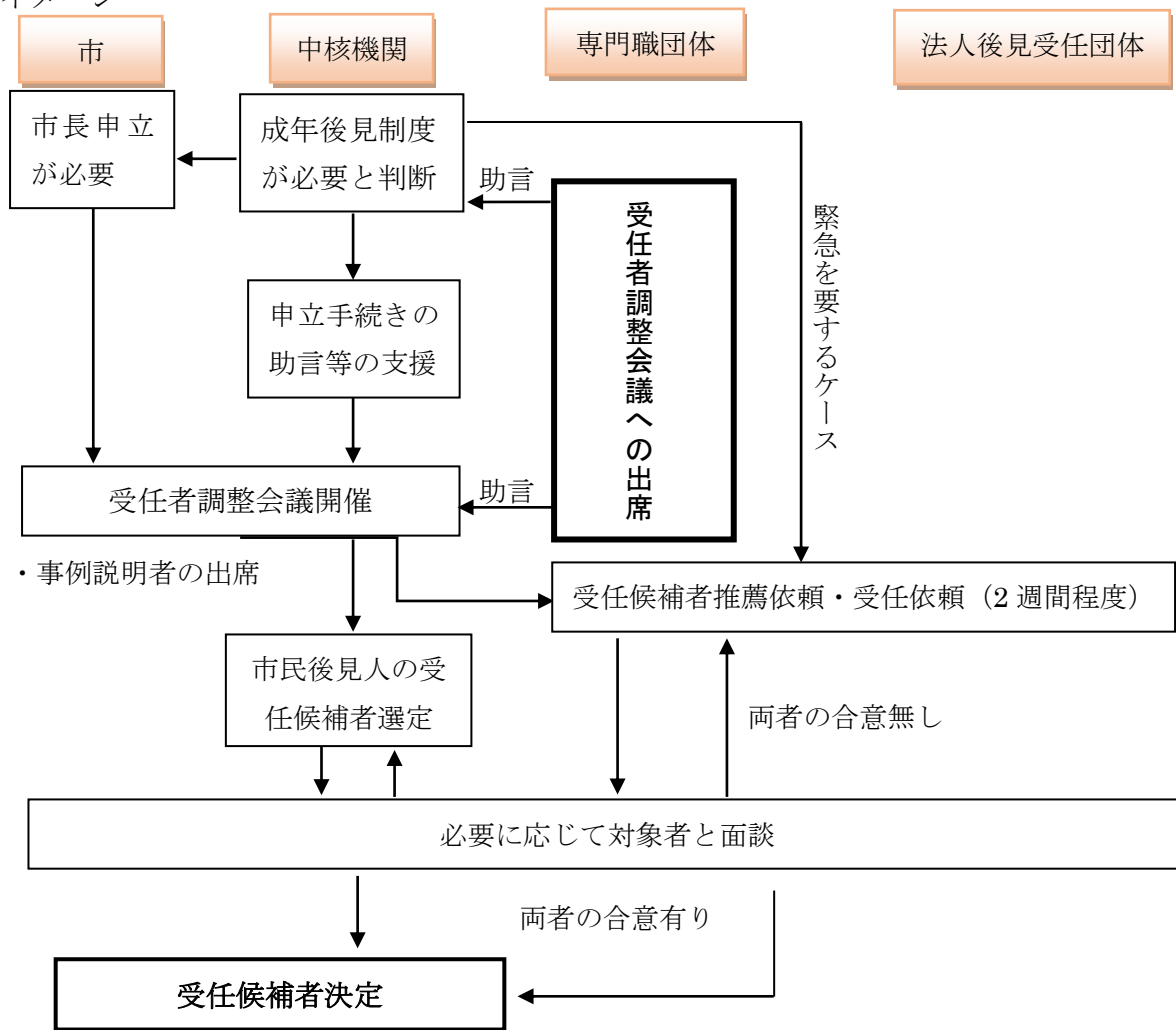
(1) 中核機関における受任者調整（案）について

① 受任者調整の役割

中核機関において求められている受任者調整のあり方を検討するため、令和元年12月及び令和2年7月に受任者調整デモ会議を開催しました。

その中で出た意見を踏まえ、受任者調整会議を次のような要領で開催したいと考えていますが、委員の皆さまのご意見をお伺いしたい。

② イメージ



③ 受任者調整会議開催要領

- ・開催頻度：月1回1.5～2時間程度（3事例程度。事例がない場合は開催しない）。
- ・委員の職種：弁護士、司法書士、社会福祉士 ※今後、各専門職団体に依頼予定。
- ・受任者調整会議の結果：専門職種、法人後見又は市民後見人の決定まで（個人や法人後見先の推薦ではない）。
- ・第2候補まで決定する。
- ・専門職団体への候補者推薦依頼から候補者の選定の期限の目安は2週間程度。
- ・決定しない場合は、事務局で調整する。又は委員へメール等で相談する。
- ・緊急を要する案件は随時、直接専門職団体の窓口へ相談する。

(2) 中核機関における後見人支援（案）について

①背景

後見人支援機能が必要とされる背景には、後見人選任後に発生する別紙1のような後見人ひとりでは解決が困難な課題がある。

これらの課題を解決するために

ア 後見事務や対応の相談窓口の設置 : 久留米市成年後見センター

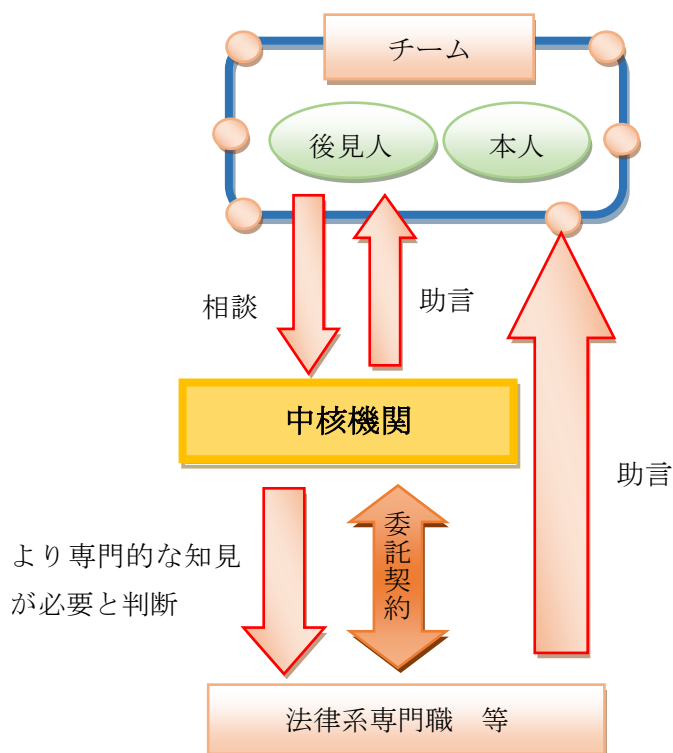
(機能) 身上保護、財産管理、福祉に関する相談の対応、法律的な相談につなぐ対応
チーム支援に関する研修や周知、後見人と関係機関のコーディネート
新規親族後見人を対象に報告書の書き方の研修を行う

イ 高度な専門的相談 : 法律系専門職による支援

(機能) ケース会議への出席、随時相談対応 (電話、面談による相談)

これらの機能で十分か他に付加した方が良い機能について、委員の皆さまのご意見をお伺いしたい。

②イメージ



③ 課題

- ・ 法律系専門職団体への依頼
- ・ 相談窓口の周知方法

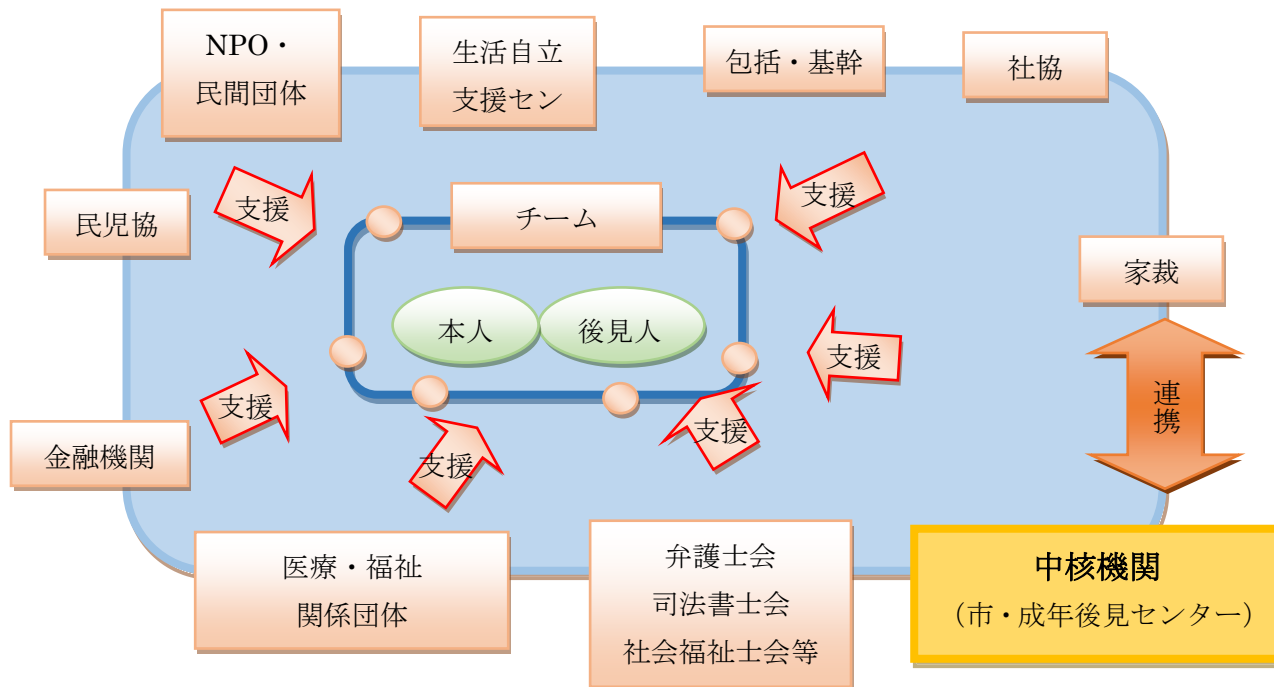
(3) 権利擁護の地域連携ネットワーク（案）について

① 役割

権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みと成年後見制度の広報、チームによる支援などの機能を持つ地域連携ネットワークを構築する。

当面は、年1回程度の研修会（事例検討会、成年後見制度の講演、チーム支援）の実施を考えている。

② イメージ



③ 課題

- ・ 構成員が多様な団体になるため、連携づくりの方法の検討

